### ○埼玉県電源立地地域対策交付金交付要綱

(昭和56年10月27日決 裁) (平成 2年 4月12日一部改正) (平成 8年10月24日一部改正) (平成12年 3月23日一部改正) (平成16年 3月24日一部改正) (平成17年 1月14日一部改正) (平成18年 3月 1日一部改正) (平成19年 5月29日一部改正) (平成21年 3月 5日一部改正) (平成21年 4月 1日一部改正) (平成21年10月 1日一部改正) (平成22年 9月16日一部改正) (平成23年 6月20日一部改正) (平成24年 1月20日一部改正) (平成28年 3月31日全部改正) (平成29年 3月 3日一部改正) (平成30年 4月10日一部改正) (平成30年11月28日一部改正) (令和 3年 3月23日一部改正) (令和 5年 3月28日一部改正)

(趣旨)

- 第1条 県は、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号。)第51条第1項第8号に 規定する立地市町村等における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及 又は同号に掲げる措置若しくは事業に要する費用に充てるための交付金を交付する。
- 2 前項の交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付の対象)

- 第2条 第1条の交付金は、県の区域内に所在する電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。)第2条第17号に規定する水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村(以下「交付対象市町村」という。)に対して交付する。
- 2 交付金は、交付規則第3条第1項各号に規定される措置のうち次の各号に掲げる措置の区分ごとに 行う事業(以下「交付対象事業」という。)に要する経費の全部又は一部に対して交付する。
  - 一 地域振興計画作成等措置
  - 二 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
  - 三 企業導入·產業活性化措置
  - 四 福祉対策措置
  - 五 地域活性化措置

# 六 給付金加算等措置

- 3 交付対象事業ごとの対象経費(以下「交付対象経費」という。)は、以下のとおりとする。
  - 一 事業費
    - (1) 工事費
    - (2) 用地費及び補償費
    - (3) 調査設計費
    - (4) 設備費
    - (5) 調査費、広報費及び研修費
    - (6) 維持運営費
    - (7) 事業運営費
    - (8) 付帯雑費
    - (9) 一般事務費
  - 二補助金
    - (1) 補助金
    - (2) 一般事務費
  - 三 出資金
    - (1) 出資金
    - (2) 一般事務費
  - 四 貸付金
    - (1) 貸付金
    - (2) 一般事務費
  - 五 基金造成費 (三号に掲げるものを除く。)
    - (1) 事業運営基金
    - (2) 施設整備基金
    - (3) 維持補修基金
    - (4) 維持運営基金
    - (5) 一般事務費
  - 六 給付金事業助成費
    - (1) 給付金加算等助成費
    - (2) 一般事務費

(交付金の額)

第3条 一の交付対象市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の額は、交付規則第1 2条に定められる算定期間に係る同条の交付限度額又は交付規則第16条により定められる交付限 度額に基づき、予算の範囲内において知事が定める額とする。

(交付申請書の提出期間、様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1によるものとする。
- **2** 前項の申請書の提出期限は、毎年4月1日から4月30日まで又は9月16日から9月30日まで の間とする。

3 申請者は、規則第4条の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額(交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

# (交付申請書の添付書類)

- **第5条** 申請者は、規則第4条第2項第5号の事項を記載した書類として、様式第2の交付金事業計画書を申請書に添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 様式第2に定めのある事項のほかは、規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載 した書類の添付は要しない。
- 3 申請者は、交付申請に係る事業が経済産業省以外の省庁の所管に係る事業であり、当該所管省庁等 との事前協議又は調整を要するときは、知事が別に指示する部数の前項の交付金事業計画書を提出し なければならない。

### (交付の決定)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書は、様式第3のとおりとする。
- 2 知事は、規則第5条第1項の交付金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うに当たり、 第4条第3項により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたも のについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定 を行うものとする。
- 3 知事は、第4条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る 消費税等仕入控除税額について、規則第14条の規定による交付金の額の確定において必要な減額を 行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

- 第7条 知事は、交付決定をするときは、規則第6条第1項各号の条件を付すものとする。
- 2 知事が定める軽微な変更は、以下の各号に掲げるものとする。
  - 一 第6条第1項の決定された交付金事業ごとの交付対象経費の配分の変更で、各費目または各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲で流用を行おうとするもの
  - 二 交付金事業の内容の変更で、次に掲げるもの
    - (1) 事業内容の変更 補助目的に変更をもたらすものではない、事業の実施内容の細部の変更
    - (2) 額の変更 交付金事業の交付対象経費の30パーセント未満の変更
- **3** 知事は、第1項の条件のほか、経済産業大臣が交付金の交付を決定するときに付した条件を付すものとする。

### (申請の取下げ)

第8条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、規則第7条の通知があった日から10日以内と

する。

**2** 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第4による届出書を知事に提出しなければならない。

(変更の承認手続)

第9条 第7条第2項に定める軽微な変更を除くほか、規則第6条第1項第1号の事業の変更の承認が 必要となったときは、様式第5の申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の遅延等の報告)

**第10条** 規則第6条第1項第4号の事業の遅延等の報告が必要となったときは、様式第6による報告 書を速やかに知事に提出してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が特に必要と認めて要求したときに、様式第7による交付金事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出することとする。

(実績報告等)

- 第12条 規則第13条の報告は、様式第8の実績報告書によるものとする。
- 2 前項の実績報告書は、交付金事業が完了した日若しくは規則第6条第1項第3号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から起算して20日以内又は交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月3日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月20日。)までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
- **3** 第1項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 交付金事業者(規則第7条に規定する交付決定の通知を受けた者をいう。以下同じ。)は、第1項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は規則第6条第1項第3号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から起算して70日以内に、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第14による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。
- 5 交付金事業者は、前項の規定により知事に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

(交付金の額の確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の交付金の額の確定通知書は、様式第9のとおりとする。

(交付金事業による収益の一部の納付)

**第14条** 交付金事業者は、交付金事業により相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業(交付金事業者が委託した事業を含む。)については、当該交付金事業の業務または会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、 当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額(交付金の額を超えない範囲に限る。) の納付を命ずることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第15条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る 消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により、速やかに知事に報告しなければなら ない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部 の返還を命ずるものとする。
- 3 規則第18条第1項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(財産処分の制限)

- **第16条** 交付金事業により取得した財産の処分を行うため規則第19条の承認を受けようとする場合は、様式第11による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加 した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)の定めるところによる。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、設備その他の財産で、取得価格及び効用の増加価格の単価が50万円以上のものとする。

(交付金の支払)

- **第17条** 交付金は、規則第14条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- **2** 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第12による請求 書を知事に提出しなければならない。

(交付金事業の経理)

第18条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

**第19条** 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目 別計上金額を明らかにするため様式第13による調書を作成しておかなければならない。

(電磁的記録による作成)

**第20条** この要綱の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形 その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条に おいて同じ。) については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁

気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が定めるものをいう。同条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

### (電磁的方法による提出)

- **第21条** この要綱の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。次項において同じ。)をもって行うことができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、昭和56年度の交付金から適用する。
- 2 昭和56年度の交付金の交付申請については、第6条第2項中「毎年4月16日から4月30日まで又は9月16日から9月30日まで」とあるのは「昭和56年10月27日から11月2日まで又は昭和57年1月5日から1月14日まで」とする。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、交付開始年度が昭和56年度である場合において、知事がや むを得ないと認めるときは、交付開始年度を昭和57年度とすることができる。
- 4 前項の規定により交付開始年度を昭和57年度とする場合において、昭和56年度中に一の水力 発電施設周辺市町村が第4条第3項に規定する協力を行つたときは、当該協力を昭和57年度中に行 ったものとみなす。

附則

1 この要綱は、平成2年度の交付金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成8年度の交付金から適用する。
- 2 平成8年度の交付金の交付申請のうち、改正後の第4条第4項及び第5項の期間のうち同条第3項 に掲げる期間を除いた期間の対象に係る水力発電施設周辺市町村の改正前の第6条第2項による交 付申請は、改正後の規定を遡及して適用する。

附則

1 この要綱は、平成11年度の交付金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱の決裁の日以前にこの要綱に基づく交付の決定を受けた交付金については、なお従前の例 による。

附則

この要綱は、平成16年度の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、平成17年度の交付金から適用する。

2 平成17年度の交付金事業のうち、この要綱の決裁の目前に交付金事業が完了している交付金事業 者については、改正後の第14条第2項中「交付金事業が完了若しくは廃 止の承認を受けた日から 起算して70日以内」とあるのを「この要綱の決裁の日から起 算して70日以内」とする。

附則

この要綱は、平成19年度の交付金から適用する。

附則

この要綱は、平成21年度の交付金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年度の交付金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年度の交付金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年度の交付金から適用する。
- 2 平成27年度までの交付金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成29年度の交付金から適用する。ただし、様式第14号の改正については、平成28年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱の施行の目前に、この要綱による改正前の埼玉県電源立地地域対策交付金交付要綱の規定により交付決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年度の交付金から適用する。
- 2 この要綱の施行の目前に、この要綱による改正前の埼玉県電源立地地域対策交付金交付要綱の規定により交付決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成30年度の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、令和3年度の交付金から適用する。

附則

1 この要綱は、令和5年度の交付金から適用する。